

女性協議会運営規約

(名称)

第1条 この会は、群馬県生協連女性協議会（略称 県連女性協）といたします。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、群馬県生活協同組合連合会内におきます。

(目的)

第3条 この会は、男女共同参画をめざす生協の運動に沿って学習や交流に取り組み、生協の事業をはじめ暮らしや地域においても生協の役割を発揮し、共同参画を広げていくことを目的とします。

(事業)

第4条 この会は、次の事業を行います。

- ①各生協組合員活動の交流
- ②学習および調査・研究
- ③協議会ニュースや各種資料の作成・発行
- ④県連や自治体・他団体等との連絡提携および役員・委員の推薦
- ⑤その他必要な事業

(構成)

- 第5条
1. この会は、群馬県生活協同組合連合会に加盟するすべての生協の組合員・役職員をもって構成します。
 2. この会の構成員を会員と称します。

(会計)

- 第6条
1. この会の経費は、県連補助金、その他によってまかさないます。
 2. 県連補助金は、その年度の事業計画により必要な額を決定します。
 3. 会計処理および会計監査については別途定めます。

(機関)

- 第7条
1. この会は、事業年度を3月21日から翌年3月20日までとし、年度終了後3ヶ月以内に定期総会を開催します。その他中間期間に学習会、交流会等を行ないます。
 2. この総会に出席する代議員は、1生協当り3名以内と、組合員1万人

毎に1名以内とします。

3. 総会から総会までの運営を行うため、運営委員会を設置します。
4. 運営委員会はこの会の責任機関とします。
5. 運営委員会の運営については別途定めます。

(役員)

第8条 この会は、総会によって次の役員を選出します。

- ① 会長1名、副会長若干名、会員生協から1名推薦された運営委員。
- ② 会長はこの会を代表します。
- ③ 役員の任期は2年とし、選出は県連役員の選出と連動して行います。
- ④ 役員には県連推薦3名を加えることができます。
- ⑤ この会は総会の承認を得て顧問をおくことができます。

(規約の改廃)

第9条 この規約の改廃は総会の承認を得て行うことができます。

(実施期間)

第10条 この規約は1994年9月16日から実施します。

- 1999年9月29日一部改定
- 2000年5月31日一部改定
- 2007年6月19日一部改定
- 2016年6月16日一部改定